

周南市緑の基本計画(改訂)(素案)の意見募集に対する意見の要旨と市の考え方

番号	項目	意見の要旨	市の考え方
1	第Ⅰ章 1. 緑の基本計画の背景と目的 (P2)	「平成27年3月に、「しゅうなん共創共生プラン(第2次周南市まちづくり総合計画)」を策定し、」とあるが、新旧対照表確認すると当計画以前の計画があった。 「〇〇年に「」を、〇〇年に「」を策定し」と言う様に、過去の関係計画策定状況が分かる記述とすべきと考える。	当該項目では、周南市緑の基本計画の「改訂」にかかわる背景として、関係する法改正や上位計画等について示していることから、過去の関係計画は記載せず、原案のとおりとします。
2	第Ⅰ章 1. 緑の基本計画の背景と目的 (P3)	全体内容に大きな差異はないと思うが、「旧」にあった「地域文化と密接に関連している自然資源、歴史資源、文化資源」の視点の記述が「新(案)」には抜け落ちている様に感じる。文面再検討を希望する。	「地域文化と密接に関連している自然資源、歴史資源、文化資源」は、既存の緑とオープンスペース(既存ストック)を構成している一部と捉えており、「ストック効果を高める」「都市公園を活かす」の項目において、これらの今後の方向性について記載していることから、原案のとおりとします。
3	第Ⅰ章 2. 緑の役割 (P5)	「地球規模では、」と言う表現は不要不適切と感じる。 ヒートアイランド現象は地域の問題、「温室効果ガスの吸収源」(これも「旧」の「二酸化炭素の吸収源」の方が事実を伝えていると思う)も、地域で行っていることが結果として地球規模の話となっている、と感じる。	ご指摘を踏まえ、本文を修正します。
4	第Ⅰ章 2. 緑の役割 (P6)	「都市・地域の防災性の向上」の記述があるが、現在は「災害を防ぐ」のではなく「災害は防ぎきれないので発生時の被害を減らす」と言う視点もある、と聞いている。表記を再検討すべきでは、と感じる。	ご指摘を踏まえ、本文に「軽減」を追記し、修正します。
5	第Ⅰ章 3. 緑の基本計画の策定について (P7)	新旧対照表によると「緑化地域(都市緑地法)」が追加されているが、なぜ追加されたのか/旧(前)計画でなぜもれていたのか、説明が必要と感じる。	「緑化地域」制度は平成16年の都市緑地法改正に伴い創設された制度で、平成20年10月に全国で初めて制度が適用されています。現行計画を策定した時点では、新制度が創設されたばかりで、事例も無かったことから記載を見送りましたが、改訂にあたっては全国的に施行事例もあったことから、今回は制度の一例として記載することとしました。
6	第Ⅰ章 3. 緑の基本計画の策定について (P9)	図表中にも「旧」同様「旧」でも抜けあるのでそれ以上に「※1」「※2」…を表記してほしい。	図表への表記を追加します。
7	第Ⅰ章 3. 緑の基本計画の策定について (P9)	基本理念が「∞(無限)の市民力と最大限の行政力を結集し周南の価値を高めるまちづくり」との事。語句の前にわざわざ形容詞をつけ、市民力を「無限」としつつ行政力は「最大限」…違和感がある。「市民力と行政力を結集し周南の価値を高めるまちづくり」で良いのではないか。	ご意見は「第2次まちづくり総合計画」に関するものであり、緑の基本計画に関する内容ではないことから、回答の対象外とさせていただきます。
8	第Ⅰ章 3. 緑の基本計画の策定について (P9)	「広域及び市内ネットワークが強化された都市」、「市内外ネットワークが強化された都市」または「市内外ネットワークが整備された都市」と言う表現が適切と感じる。	ご意見は「都市計画マスタープラン」に関するものであり、緑の基本計画に関する内容ではないことから、回答の対象外とさせていただきます。

周南市緑の基本計画(改訂)(素案)の意見募集に対する意見の要旨と市の考え方

番号	項目	意見の要旨	市の考え方
9	第Ⅰ章 3. 緑の基本計画の策定について (P9)	「〔将来の都市像〕」の各々、「～された」と完了形で語ってよいのか。 将来の都市像＝目標の都市像は「～し続ける」と言った継続的表現で語るべきと感じる。	ご意見は「都市計画マスタープラン」に関するものであり、緑の基本計画に関する内容ではないことから、回答の対象外とさせていただきます。
10	第Ⅰ章 3. 緑の基本計画の策定について (P10)	「身近なオープンスペースの確保」はなぜ「身近な緑とオープンスペースの確保」としないのか。	緑の基本計画において、「オープンスペース」は建物等に遮断されない空間であり、「緑とオープンスペース」は都市公園や森林・河川・道路・公共施設の空地・民有地の樹木等を包括する概念として定義しています。 「身近なオープンスペースの確保」は機能としての「オープンスペース」を指していることから、原案のとおりとします。
11	第Ⅱ章 周南市の緑の現況と課題 (P11～)	「周南市の緑の現況と課題」の記述となっている。 現状の説明は不備は無いと認識している。 資料空欄を埋める範囲で詳細追加してほしい。	「周南市の緑の現況と課題」の記載内容について、必要な修正や追記等を実施しており、時点修正済と考えていますので、原案のとおりとします。
12	第Ⅱ章 2. 周南市の緑の状況 (P21)	新旧対照表によると「市街地の「創出系の緑」のうち、その大部分が都市公園の植栽地であり、市街地内の緑として永源山公園や周南緑地、徳山公園等の都市公園が重要であることがわかります。」の記述が消えている。 削除理由理由を明示してほしい。	現行計画策定時と改訂計画において、現況値の算出方法が変わっていることから、現行計画と全く同じ表記とすることが不可能であるため、文章表現を変更しています。
13	第Ⅱ章 2. 周南市の緑の状況 (P21)	文中記述内容のいくつかは後のページに図示/地図表記されている、と認識している。 この場合、(〇〇図△△参照)と言った注釈付記してほしい。 前述地図表記資料の再精査をしてほしい。(小さい見難い等あると感じる)。	図示・地図表記資料については再精査を行い、参照表記が必要なものについては追記します。
14	第Ⅱ章 2. 周南市の緑の状況 (P26)	新旧対照表確認をすると「担保性のある森林」の数値が変動/減少している。 理由明示が必要と考える。	当該項目の数値については、国土数値情報(国土の関する様々な情報を整備、数値化したデータベース集)等により算出した、周南市の現状の数値を記載しており、原案のとおりとします。
15	第Ⅱ章 2. 周南市の緑の状況 (P27)	新旧対照表確認を確認すると、表が「市域全体」の表記のみに変わっている。 「旧」の様な表記にしなかった理由を明示してほしい。 あるいは「旧」と同様の表示としてほしい。	現行計画策定時と改訂計画において、現況値の算出方法が変わっていることから、現行計画と全く同じ表記とすることが不可能であるため、このような表記としています。
16	第Ⅱ章 2. 周南市の緑の状況 (P29)	「2-5 都市公園等の緑」の記述について、各公園の法的分別等は別資料の「用語の解説」の他に当頁でも一覧を表記するのが妥当(資料理解がしやすい)、或いは別途公園種類を明示している頁をここで明示すべき、と感じる。	都市公園の種類を示した表を掲載しているページ、表番号について追記します。

周南市緑の基本計画(改訂)(素案)の意見募集に対する意見の要旨と市の考え方

番号	項目	意見の要旨	市の考え方
17	第二章 2. 周南市の緑の状況 (P35-36)	「2-6 河川、海辺、湖、ため池等の緑」で「(1)港湾・海浜」にのみ「これらについては今後とも適切な保全と利用が望まれます。」の記述があるが、当該一文は頁の最後に表記すべきと感じる。	ご指摘を踏まえ、本文について再精査し、修正します。
18	第二章 2. 周南市の緑の状況 (P41)	新旧対照表では「里山オーナー制度」が削除されている。「旧」の時点で「調整中」となっている。理由明示が必要と考える。	施策については時点修正として、新規で実施しているものは追加し、終了したのものについては削除しています。また、現時点及び将来的に具体的な計画や予定が無いもの、または内容を見直す予定のものについても、今回改訂において削除しています。
19	第二章 3. 緑に関する市民の意向から見た課題 (P42)	「市民の緑に対する意識や考えを踏まえ、計画策定時に次のような課題を抽出しました。」と言うのであれば、早急に市民アンケート等を実施して「計画(案)」再検討実施をすべきと考える。	当該項目の「計画策定時」は現行計画の策定時点を指しており、このときに抽出した課題について記載していることから、原案のとおりとします。
20	第二章 4. 緑の保全・創出に向けた課題 (P43-46)	「環境保全系統からみた解析・評価」「レクリエーション系統からみた解析・評価」で、後者で「海洋レクリエーション拠点」と海岸を扱う一方で前者には海岸の記述がない。「環境保全系統」にも「海岸保全」の視点を追加してほしい。	「①市街地を囲む緑」に海岸も含まれているという認識であり、原案のとおりとします。
21	第二章 4. 緑の保全・創出に向けた課題 (P47)	「防災系統では、「都市・地域の防災性の向上」の役割に着目して、解析・評価をしました。」との事だが、中山間地の防災減災の視点対応の記述がないのはなぜか。都市の防災が進んでいればその為に緑が役立っていれば、その緑の真ん中に住む方々は災害にあっても致し方ない、とでもいうのか。当計画(案)不適切極まりないと感じる。全編再検討再作成必須と感じる。	中山間地域には図中ピンク着色部で示す「保安林」が多く、これは「⑦自然災害を防止・軽減する緑」として記載しています。P47の図やP48の写真は市域西側の保安林を示しており、これについては中山間地域のものへ修正します。
22	第二章 4. 緑の保全・創出に向けた課題 (P50)	「景観系統からみた解析・評価」は「海岸」の視点が欠落していると感じる。再度検討、記述追加をしてほしい。	「①市街地を囲む山々 瀬戸内海の島々」に海岸も含まれているという認識であり、原案のとおりとします。
23	第二章 4. 緑の保全・創出に向けた課題 (P51)	「貴重な水源・緑地である森林は、「守るべき環境」として多くの意見を得ている」という意見の出所が不明。明示してほしい。出所が10年以上前の市民アンケートならば「意見を得ている」という表記が不適切。再度市民アンケート実施の上で「計画(案)」再作成再度意見募集実施してほしい。	現行計画策定時にいただいた意見に基づいて記載しており、原案のとおりとします。今回の改訂は「現行計画の目標の中間年次における改訂」と位置付けており、現行計画策定時にアンケートやワークショップ等で市民の皆様からいただいた意見に基づき設定した、基本理念や基本方針等については継承することから、アンケート調査等は実施しておりません。

周南市緑の基本計画(改訂)(素案)の意見募集に対する意見の要旨と市の考え方

番号	項目	意見の要旨	市の考え方
24	<p>第三章 緑の都市づくりの目標と方針 (P55)</p>	<p>第三章 緑の都市づくりの目標と方針 「緑の基本計画」のはずなのに「公園」に関する記述に終始し、「田畑」「緑地」「街路樹」「山道」「農道」「林道」「登山道」あるいは「耕作放棄地(の草地)」の適正利用活用、利用活用拡大の視点が著しく乏しい、と感じる。 上記各「緑」に関わる地域についての記述を追加しての当章全編再検討再作成必須と感じる。</p>	<p>緑の基本計画は「都市における緑地の保全及び緑化の推進を総合的かつ計画的に実施すること」を目的に策定しています。内容は主に都市計画区域内における緑に関する全体的な方針や施策について定めており、都市における緑地の中核である「都市公園」に関する内容を中心に記載しています。</p>
25	<p>第三章 3. 基本方針 【基本方向③】 利用者の多様なニーズに対応した緑とオープンスペースづくり (P65) 【基本方向⑤】 緑によるうるおいのあるまちなみの創出 (P69) 【基本方向⑦】 緑とオープンスペースをいかにした市街地のイメージアップ (P73) 第V章 2. 緑化重点地区の計画 (P123) 第VI章 1. 都心部地域 (P137-138)</p>	<p>シンボルロードである御幸通、岐山通の貴重な景観資源となっているイチヨウ並木であるが、近年の剪定により樹形が著しく劣化し(剪定技術や知識の問題)、景観が悪化している。また、時代の変化とともに個人の権利が強く主張される風潮になり、沿道住民による苦情も増えているとも聞き、消極的な剪定がされている。しかし、一方的に私権が優先されれば公共財産の質は劣化し、豊かな中心市街地の再生を目指す周南市のまちづくりは実現しない。それどころか、声の大きい個人の権利が肥大化すれば、公私のバランスが崩れ、共同体としての強度は失われていく。これは周南市にとって大いなる損失である。その意味で、これは単なる街路樹の問題ではなく、周南市の共同体としての未来を左右する重要な事象でもあると認識すべきである。 シンボルロードは、太平洋戦争の市街地焼失という悲劇を乗り越え、まちの復興とその後の発展の基盤となった歴史的遺産である。車だけでなく、歩行者にとってもゆとりある空間とするために街路樹を設けた人間性のある文化的資源でもある。市街地における歴史遺産の少ないわが市にとって最も守るべき財産であるはずだが、残念ながら昨今の剪定ではそれが実践できていないどころか、貴重な資源の破壊が進みつつある。(ある意味、危機遺産となってしまった) そのため、本計画書ではうわべだけの目標ではなく、具体的かつ実効性のある保全のしくみを明確化することが何よりも重要である。以下、そのために必要な事柄を提言いたします。 1. 街路樹剪定を一旦当課の役割とせず、中心市街地再生のための総合的な目標の中に位置付け、市長がリーダーシップをとって、一丸となって推進できる体制とすること 2. 担当課職員には、まちづくりや景観、緑に対する意識と専門知識のさらなる向上を図り、 施工業者に対し、適切に指導できる人材の育成を行うこと 3. 施工業者の入札基準の厳格化(剪定技術の指標や資格)と剪定試験等での具体的なチェックやランク付などを行い、市内業者の継続的な技術向上を図ること 4. 長期的な景観目標に基づく剪定方針の策定と、それを確実に担保するための予算確保 (単なる街路樹剪定ではなく、中心市街地再生のために不可欠な予算確保と認識すべき) 5. 生活環境に不満を抱えている沿道住民との積極的な意見交換や勉強会の開催により、公共財産を守るための共有意識の醸成を粘り強く続けていくこと(学識経験者、景観整備機構、ガーデンデザイナーズ協会などとの連携)</p>	<p>緑の基本計画においては、街路樹の位置づけや緑を活かしたまちづくりについて、【基本方向③】【基本方向⑤】及び【基本方向⑦】で示すとおりです。</p> <p>既存の街路樹は老木化、大木化しているものも多いため、市民の安全確保を最優先とし、樹木本来の樹形や周辺環境に配慮しながら適切な維持管理に努めます。特に豊かな緑を持つ御幸通・岐山通を含めた都心軸はシンボルロードとして位置づけており、今後も周南市の玄関口としてまちの魅力の向上に寄与できるよう、樹形や緑量に十分に配慮した剪定を実施するなど、適切な維持管理を実施します。</p> <p>また、街路樹が景観や環境などの求められる役割を發揮できるよう、緑としての質を高め、良好に育成をしていくために、現況調査の実施や長期的な管理計画の策定に努めます。</p> <p>(個別事業に関わる事項)</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 緑はゆとりや癒しを与え、景観の形成やにぎわいの創出に資するなど、まちづくりには欠かせない要素と考えています。街路樹は緑を構成する一部であり、この管理を担っている公園花とみどり課だけでなく、道路管理者や景観・まちづくり等の業務を担っている関係各課との調整を図りながら、適切な維持管理を進めていきます。 2. 職員の能力向上にあたっては、街路樹の維持管理に関する研修参加、樹木に関する文献等による必要な知識の習得や、他市の有効な事例等の情報収集に取り組むとともに、市内の造園業者との情報交換、知識共有に努めてまいります。 3. 街路樹の剪定業務に際し、「街路樹剪定士」を資格要件として特記仕様に定めるなどの対応を図っていきたく考えています。 4. 街路樹の老木化や大木化が進行し、財政的、人的に維持管理の負担が年々増加している状況であることから、周南市全体における街路樹の方向性を定めた長期的な管理計画を作成し、樹木の質の向上を図りたいと考えています。またこれを実行するための予算も適切に要望してまいります。 5. 所管課としては、緑が果たす役割などから、街路樹について「安全確保上、必要な剪定は実施するが、原則として保全を図るもの」と考えています。沿道住民から街路樹に関する要望や相談が有った際は、街路樹の必要性等について丁寧にご説明し、ご理解いただけるよう努めてまいります。

周南市緑の基本計画(改訂)(素案)の意見募集に対する意見の要旨と市の考え方

番号	項目	意見の要旨	市の考え方
26	第三章 3. 基本方針 【基本方向⑤】 緑によるうるおいのあるまちなみの創出 (P69)	「公共空間の緑化」の記述について、「緑化」にはさまざまな視点利点があると考えます。 「緑化に努める」上、「緑化以外の対応策もあわせて検討する」視点を導入してほしい。 <例(あくまで例)> 緑化のみ考えたなら「屋上緑化」。 但し他視点も考えると「屋上太陽光発電機他」。	緑の基本計画及び本項目については、「緑化」に関する施策等について記載しており、<例>のような「緑化以外の対応策」については他の計画で記載する内容と考えますので、原案のとおりとします。
27	第三章 3. 基本方針 【基本方向⑥】 安心・安全に暮らせる緑の創出 (P71-72)	「安心・安全に暮らせる緑の創出」との事だが、「都市災害の緑(地)の効果」の記述に終始し、「緑の中で暮らす市民の防災減災」の視点が見当たらないと感じる。当章全編再検討再作成必須と感じる。	緑の基本計画においては、第I章で緑が持つ役割の一つである「防災」について、「都市・地域の防災性の向上」を主な視点として示しており、これに沿って「安心・安全に暮らせる緑の創出」の項目を記載していることから、原案のとおりとします。
28	第三章 3. 基本方針 【基本方向⑩】 緑を守り、増やすための人づくり (P78)	「また、公園内の樹木に「樹木名板」を設置し」 …公園内に限らず街路樹等、或いは外から見受けられる個人所有地内樹木にも名板設置を促すような施策を実施してほしい。	樹木名板は樹木への親しみや愛着を深めることで、市民の緑化意識の高揚を図るため、市民が最も樹木とふれあやすい「公園」を対象として設置しています。 個人所有地内樹木については個人の財産であり、樹木名板の設置は難しいと考えていますので、原案のとおりとします。
29	第三章 3. 基本方針 【基本方向⑩】 緑を守り、増やすための人づくり (P78)	「緑や環境に関する学習」は、京都大学の演習林試験地以外でも各種実施可能と感じる(学校内樹木の地域への説明会学習会、神社寺院内樹木他の(以下同))。 当該内容追加記述検討してほしい。	学校や寺社等における講座開催等については、現在具体的な計画が無いことから、原案のとおりとします。 今後必要に応じて検討してまいります。
30	第四章 1. 人と自然がともに暮らせるうるおいのあるまちづくり 【基本方向②】 (P92)	新旧対照表によると、「削除」の案件がある模様だが、削除理由を明示してほしい。	施策については時点修正として、新規で実施しているものは追加し、終了したものについては削除しています。また、現時点及び将来的に具体的な計画や予定が無いもの、または内容を見直す予定のものについても、今回改訂において削除しています。
31	第四章 2. 自然とふれあい健康で快適に暮らせるまちづくり 【基本方向④】 (P99)	「公共グラウンド等の活用」 …「オープンスペースとしての活用」の他、「緑化」としての活用 (樹木草木草花の栽培と枯後の活用)も計画(案)に追加検討してほしい。	P99は「身近なオープンスペースの活用」という基本方向のもと、公共グラウンド等のレクリエーション活動での活用という施策について記載しています。 ご意見をいただいています「緑化」としての活用については、P100～101の「学校の緑化」「公共施設の緑化」において記載していますので、原案のとおりとします。

周南市緑の基本計画(改訂)(素案)の意見募集に対する意見の要旨と市の考え方

番号	項目	意見の要旨	市の考え方
32	第IV章 2. 自然とふれあい健康で快適に暮らせるまちづくり 【基本方向⑤】 (P100)	「道路の緑化」 …街路樹の各種活用その他、「街路樹根元空間の活用」を検討してほしい。 街路樹根元空間 …柵/枠/レンガブロックで囲えば、一定量落葉他保管の上街路樹の為の保水対応も可能となる。	植樹樹の縁石の上端と歩道舗装面の高さを同じにすることが望ましいとされており、この考え方に沿って整備や管理を実施しています。 [参考書籍:道路構造令の解説と運用(平成27年6月 (公社)日本道路協会)]
33	第IV章 2. 自然とふれあい健康で快適に暮らせるまちづくり 【基本方向⑤】 (P101)	新旧対照表によると「緑のカーテン」が削除されている。 削除案件削除理由を明示してほしい。	施策については時点修正として、新規で実施しているものは追加し、終了したものについては削除しています。また、現時点及び将来的に具体的な計画や予定が無いもの、または内容を見直す予定のものについても、今回改訂において削除しています。
34	第IV章 3. 災害に強く安心・安全に暮らせるまちづくり 【基本方向⑥】 (P102-103)	「災害に強く安心・安全に暮らせるまちづくり」の記述について、本来当該案件は「緑」とは別件、「災害」-「避難」-「公園」-「緑」とのことでの記述と認識している。関係施策との調整をしてほしい。	緑と防災は密接に関係しており、「災害に強く安心・安全に暮らせるまちづくり」に緑が持つ機能は欠かせないと考えています。避難地や避難路をはじめ、街路樹や緩衝帯となる緑地、保安林等の森林・樹林地等、当該項目では、「防災」における緑の持つ役割と施策について記載しており、原案のとおりとします。
35	第IV章 4. 地域の個性や資源を大切にしたい美しいまちづくり 【基本方向⑦】 (P104)	「JR徳山駅の駅前空間において、地域の顔となる、シンボリックな緑化の充実を図ります。」とのことですが、再開発で土も樹木もほぼ消滅/固定化された駅前について上記対応を語る事に違和感がある。 具体的「シンボリックな緑化」(屋上緑化なり壁面緑化なり蔓緑化なり路上緑化なり他)を明示すべきと感じる。	緑の基本計画は、市全体における将来の緑のあり方や方針、施策をとりまとめたものであり、JR徳山駅の駅前空間における具体的な整備内容については、個別の計画で策定しますので、原案のとおりとします。
36	第IV章 5. 公民連携による活力のあるまちづくり 【基本方向⑨】 (P107)	新旧対照表を見ると施策何件か削除されている。 削除案件削除理由を明示してほしい。	施策については時点修正として、新規で実施しているものは追加し、終了したものについては削除しています。また、現時点及び将来的に具体的な計画や予定が無いもの、または内容を見直す予定のものについても、今回改訂において削除しています。
37	第IV章 5. 公民連携による活力のあるまちづくり 【基本方向⑩】 (P112)	樹木名板、講習会、講座開催については前述のとおり。	番号27、28の回答と同様です。
38	第V章 2. 緑化重点地区の計画 (P118-121)	「永源山公園周辺地区」の整備緑化に関する記述と認識している。 防災機能をどう高めるのか具体的施策作成(導入設備の明示/検討)、公園内剪定枝等をどうするのか具体的に明示が必要と考える。 更なる緑化利用活用(草花育成・枯後活用)をしてほしい。	緑の基本計画は、市全体における将来の緑のあり方や方針、施策をとりまとめたものであり、個別の公園の具体的な整備や維持管理の内容については、個別の計画で策定しますので、原案のとおりとします。

周南市緑の基本計画(改訂)(素案)の意見募集に対する意見の要旨と市の考え方

番号	項目	意見の要旨	市の考え方
39	第V章 2. 緑化重点地区の計画 (P125)	徳山駅周辺地図となっている。 小公園が点在しているのがわかる。 「1公園1目標」での緑化対策実施(その他「1公園1目標」施策設定)を検討してほしい。	緑の基本計画は、市全体における将来の緑のあり方や方針、施策をとりまとめたものであり、個別の公園の具体的な整備や維持管理の内容については、個別の計画で策定しますので、原案のとおりとします。
40	その他(計画全般)	当「計画(案)」の推進主体・状況検証期間・検証主体が不明である。 計画(案)に明示してほしい。	推進主体は市、状況検証期間は2年、検証主体は市です。また、本計画(素案)については、周南市都市計画審議会にてご意見をいただいています。 なお、推進主体等を明示する予定はございませんので、原案のとおりとします。
41	その他(計画全般)	各所で「公園(公共地域)内剪定物の活用」の記述あるが、私的剪定発生物の単純焼却以外の有効活用の検討も実施願います。	現在、周南市では個人宅から排出される剪定枝等を「一般廃棄物(ごみ)」として取り扱っていることから、有効活用を図ることは難しい状況です。
42	その他(計画全般)	新旧対照表で多数「資料編に移行」との記述あるが、「周南市緑の基本計画(改訂)(素案)に対するパブリックコメントの実施について」のページに当該「資料編」見当たらない。「資料編」には、「旧」資料作成後のワークショップ実施等の状況も記載されるはず、と認識している。パブリックコメント/意見募集の際の資料提示が完全に不足不適切だと考える。	資料編は補足資料であり、本計画への大きな影響はないと判断しています。
43	その他(計画全般)	「資料編に移行」とされている案件の内、アンケート調査は平成19年=2007年実施のものとなっている。市民アンケートを10年以上実施せずに市行政計画(案)を作成して良いのか。現時点での市民意識確認の上での施策(案)作成が必須と考える。	緑の基本計画の計画期間は概ね20年間となっており、今回の改訂は「現行計画の目標の中間年次における改訂」と位置付けています。 改訂にあたっては、現行計画策定時にアンケートやワークショップ等で市民の皆様からいただいた意見に基づき設定している、基本理念や将来像、基本方針といった計画の根幹を成すものは継承することから、今回はアンケート調査等は実施せず、上位関連計画との整合を図ること、各種統計データの更新等により改訂計画を作成しました。
44	その他(計画全般)	別途「用語の解説(参考資料)」がありますが、本文中の用語を見た際に「用語の解説」があることが分からなければ掲載意味が低くなると思う。 用語に「*」印、下線などを付け、目次に「*印/下線のある用語は用語の解説で…」と言った付記を実施してほしい。 用語解説実施の語句と解説内容の再精査をしてほしい。 意見募集/パブリックコメントの際は、用語解説/用語説明の作成・掲載を必須としてほしい。	専門的な用語等の説明が必要と思われる用語については、用語解説を作成するとともに、解説内容についても公表に向けて再度精査します。 また、用語解説に掲載する用語については下線を付け、下線部が「用語解説」のある用語であるという注釈を追加します。
45	その他(計画全般)	個々数箇所指摘しているが、「新旧対照表」で、明らかに前計画と差異ある点については、新規計画案に変更理由を明示すべきと考える。	「第I章 1. 緑の基本計画の背景と目的」において、上位・関連計画との整合や及び社会情勢の変化やこれを背景とした「都市緑地法及び都市公園法の改正」について記載しており、これを改訂計画へ反映させています。ただし、今回の改訂では、緑の基本計画の全体構成、目標年次、基本理念等については踏襲しており、大きな差異は無いものと認識しています。
46	その他(計画全般)	継続的計画の意見募集/パブリックコメントの際は、「新旧対照表」の提示を行政として必須としてほしい。	新旧対照表が必要と思われる計画については、作成に努めます。

周南市緑の基本計画(改訂)(素案)の意見募集に対する意見の要旨と市の考え方

番号	項目	意見の要旨	市の考え方
47	その他(計画全般)	当案件、国・県との調整協力も必要と感じ、その旨本文中にも記載あると思うが、「国・県に対して要望する/物申す」と言う視点が欠けていると感じる。 必要な施策法令については、市行政として国・県・関係機関に直接あるいは所属組織(例(あくまで例):市長会)を通じて要望要請していく旨明示すべきと感じる。	緑の基本計画は、「都市の緑地の保全及び緑化の推進に関する基本計画」で、市全体の将来の緑のあり方、方針、施策についてとりまとめたものです。具体的な要望等につきましては、個別の計画で策定していきますので、原案のとおりとします。
48	その他(計画全般)	当案件、当市のみでなく周辺自治体/市町村との連携協力無しには成り立たない案件と思うが、その点の記述に乏しいと感じる。記述追加等してほしい。	緑の基本計画は、「都市の緑地の保全及び緑化の推進に関する基本計画」で、市全体の将来の緑のあり方、方針、施策についてとりまとめたものです。具体的な要望等につきましては、個別の計画で策定していきますので、原案のとおりとします。
49	その他(計画全般)	当案件推進に際し、市外各自治体(市長村、県、県外)の施策も影響を及ぼすと思われる。 市外各団体との「協力」だけではなく、市外各団体(行政企業その他)の「当市に影響を及ぼす施策」に対して「物申す姿勢」を、当計画(案)に明示してほしい。	緑の基本計画は、「都市の緑地の保全及び緑化の推進に関する基本計画」で、市全体の将来の緑のあり方、方針、施策についてとりまとめたものです。具体的な要望等につきましては、個別の計画で策定していきますので、原案のとおりとします。
50	その他(計画全般)	当案件、新旧対比表+用語の解説で200ページ超の内容の上、意見作成のためには本来本文中記載関係法令・計画等施策も確認すべきと考える。又、募集期間中に5案件、各案件資料100~200頁の意見募集も実施されている。 又、個別に指摘しているが、記述不足不備資料提示不備多数見られる。 この様な案件の意見募集を、1回のみ1ヶ月の期間と言う設定は短い/不適切と考える。 期間の延長、又は期間内意見を反映させた資料を再提示の上での意見再募集実施を求める。 市民=主権者からの、期間不足・資料不備不足による期限延長・再実施の要求が実施出来ない場合、「具体的理由」を明示してほしい。	周南市市民参画条例第11条第2項の規定により、パブリック・コメントにおける意見の提出(募集)期間は、公表の日から原則として歴月で1ヶ月となっております。 案件の内容等を踏まえて、より多くの市民からご意見をいただけるよう、適切な実施時期・期間を設定することとし、本計画(素案)においても、その内容及び分量から1ヶ月が適当と判断いたしました。
51	その他(計画全般)	パブリックコメント(意見募集)については、 ・年末年始等市民の繁忙期を避ける。 ・複数案件の期間重複を避ける。 ・上記項目が避けられない場合は、期間の延長を実施する。 ・資料公開に不具合発生した場合は期間の延長を実施する。 と言った対応を常時実施してほしい。 前述内容、市パブリックコメント/意見募集の度に意見通知しているが、今回期間重複案件有・募集期間1ヶ月ままである。過去の意見に対する対応無かった理由を明示してほしい。	周南市市民参画条例第11条第2項の規定により、パブリック・コメントにおける意見の提出(募集)期間は、公表の日から原則として歴月で1ヶ月となっております。 案件の内容等を踏まえて、より多くの市民からご意見をいただけるよう、適切な実施時期・期間を設定することとし、本計画(素案)においても、その内容及び分量から1ヶ月が適当と判断いたしました。

周南市緑の基本計画(改訂)(素案)の意見募集に対する意見の要旨と市の考え方

番号	項目	意見の要旨	市の考え方
52	その他(計画全般)	<p>今回の意見募集の広報・記事扱いが実際どの程度あったのか、後々「広報が十分なされたか」を判断する為にも、一般市民が広く目にする媒体(新聞等)にどう広告掲載した/記事掲載されたのか、『具体的(媒体、掲載日、大きさ)』に提示してほしい(記事の場合は把握している範囲内)。</p> <p>今回の案件を含め、市広報誌へのパブリック・コメント(県民意見募集)の記述が1回だけ(市広報は月2回発行なので、募集期間内に最低2回の掲載が可能ならば)の理由を明示してほしい。</p> <p>市民からの意見募集拡大のため、市広報には常に意見募集中案件を明示する欄を設ける、等の対応を希望する。実施できないのであればその理由を明示の上、是正(規則・条例等の修正等)実施してほしい。</p> <p>前述意見に対する御返答と、意見送付市民数・意見数より、今回のパブリックコメント(意見募集)の広報が十分になされたのか明示してほしい。(「意見募集の結果(人数・件数)の明示」ではなく、「広報が十分に実施されたかどうか」(充分・不充分)の判断を明示してほしい)</p>	<p>市広報2月1日号(10ページ)「パブリック・コメント」実施記事(紙面1/2ページ)の中で、施策の案件・対象・閲覧期間・閲覧場所・意見の提出期間及び提出方法を掲載いたしました。新聞等への広告掲載はしていません。</p> <p>市広報は限られたページ数と紙面上のスペースの中で、少しでも多くの情報をお伝えする必要が有ることから、記事は原則一度のみの掲載としています。</p> <p>パブリック・コメントの周知方法は、市広報及び市ホームページへ募集の掲載、また、市ホームページ、本庁舎ロビー、各総合支所情報公開窓口、各支所及び公園花とみどり課で本計画(素案)の閲覧を行いました。</p> <p>周南市市民参画条例に基づき、市広報、市ホームページ等の複数の周知方法により公表しており、適切に実施したものと認識しています。</p>
53	その他(計画全般)	<p>パブリックコメント/意見募集の際には、意見を求める施策等(案)の作成過程も明示すべきと考える。</p> <p>今回の意見募集について今から追加対応は困難と考える(本来であれば資料提示再意見募集実施すべきと考える)が、次回以降のパブリックコメント/意見募集での対応をしてほしい。</p> <p>前述内容、過去の市パブリックコメント/意見募集の度に意見通知しているが、今回御対応無かったと認識している。今回当該意見への対応無かった理由を明示してほしい。</p>	<p>作成過程の明示については、今後検討いたします。</p>
54	その他(計画全般)	<p>当件の内容は専門性の高いものとなっていると考える。</p> <p>市民からの意見募集の他に、関係者・専門家から直接の意見聞き取りの実施をお願いしたい。</p>	<p>計画の改訂にあたっては、学識経験者・市議会議員・関係行政機関の代表者・市民の代表で構成される周南市都市計画審議会委員よりご意見をいただいています。</p>
55	その他(計画全般)	<p>各ページ「図」「表」には、計画決定後通し番号が付く、と認識している。</p> <p>各種計画・施策の「図」「表」には、常時通し番号と出典、データ年度を明示してほしい。</p>	<p>「図」「表」には通し番号を設定し、追記修正します。</p> <p>出典、データ年度については明示しています。</p>
56	その他(計画全般)	<p>本文・表中年数表記の一部が元号のみとなり、経過・年次比較がし難い。</p> <p>年数表記は西暦元号併記又は西暦表記に統一してほしい。</p> <p>市行政の施策計画(案)等の年数表記は西暦元号併記か西暦表記に統一してほしい。</p>	<p>本文については元号と西暦を併記することとし、修正します。</p> <p>表及び図についてはスペースが限られており、文字が読みづらくなるのが懸念されますが、可能な限り併記することとします。</p>
57	その他(計画全般)	<p>資料では、</p> <ul style="list-style-type: none"> ・時系列経過案件については年表表記 ・地域地形関係は地図図示での表記 <p>をパブリックコメント/意見募集の場合は必須としてほしい。</p>	<p>年表表記や地図図示については必要に応じて表記を行い、分かりやすい計画の策定に努めます。</p>